

主に浜通り地域及び茨城県内の交通機関の駅・沿線の広告・看板制作等の広告代理業を営む申立会社の営業損害（逸失利益）について、原発事故の影響により取引先からの受注が減少したことを考慮し、平成25年3月分から平成29年7月分までの損害につき、相双方面への売上げに係る分に限った上で、原発事故の影響割合を、平成25年3月分から平成27年7月分まで10割、同年8月分から平成29年7月分まで8割とし、既払金を控除した残額が賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人有限会社X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

記

損害項目	ア 逸失利益 (期間 自 平成25年3月1日 至 平成29年7月31日)
	イ 本件和解仲介に関する弁護士費用

第2 損害額の確認

被申立人は、申立人に対し、前項記載の損害項目（前項記載の期間に限る。）に関する損害額が、合計金16,880,000円であることを相互に確認する。

(内訳) ア 逸失利益	16,610,000円
イ 本件和解仲介に関する弁護士費用	270,000円

第3 既払金

申立人及び被申立人は、第1項ア記載の損害項目（但し対象期間を平成25年3月1日乃至平成27年7月31日に限る。）に対する賠償金として、被申立人から申立人に対し、金7,520,621円を支払い済みであることを相互に確認する。

第4 和解金額

被申立人は申立人に対し、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）については、和解金として、第2項ア記載の金16,610,000円から、前項記載の既払金7,520,621円を控除して第2項イ記載の金270,000円を加えた金9,359,379円の支払義務があることを認める。

第5 支払方法

(省略)

第6 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解を定める部分を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対し別途損害賠償請求することを妨げない。

ただし、本和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。

イ 本和解に定める遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

第7 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名(記名)押印の上、申立人が1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成30年10月1日

(仲介委員 中尾正浩)